

## 鹿屋市手話通訳者養成講習会実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、聴覚障がい者の社会生活上の意思疎通手段としての手話通訳者を養成することにより、聴覚障がい者の日常生活上の利便性を向上させるとともに社会参加の促進を図り、もってその福祉の増進に資することを目的とする。

### (実施主体)

第2条 手話通訳者養成講習会（以下「講習会」という。）の実施主体は、鹿屋市（以下「市」という。）とする。ただし、市長は、適切に講習会を実施することができるかと認められる団体に業務を委託することができる。

### (受講対象者)

第3条 講習会の受講対象者は、市区町村又は都道府県が実施する手話奉仕員養成講習会（基礎）を修了した者とする。

### (講習会)

第4条 講習会の課程及び実施回数は、次の各号に掲げる講習会の課程の区分に応じ、当該各号に定める回数とし、1年度ごと当該各号の順番に開催するものとする。この場合において、講習会は1回当たり2時間以内とする。

(1) 通訳Ⅰ課程 35回

(2) 通訳Ⅱ課程 35回

(3) 通訳Ⅲ課程 14回

### (受講料)

第5条 講習会の受講料は、無料とする。

### (申請)

第6条 講習会の受講を希望する者は、鹿屋市手話通訳者養成講習会申込書（別記様式）により、市長に申し込まなければならない。

2 市長は、前項の申込書による申込みをもって受講決定とする。ただし、講習会の定員を超える申込みがあった場合は、先着順かつ市内在住者を優先するものとし、受講できない者に対しその旨を通知する。

### (定員)

第7条 講習会の定員は30人とする。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、講習会の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月14日から施行する。

別記様式（第6条関係）

年度鹿屋市手話通訳者養成講習会（通訳\_\_課程）申込書

鹿屋市長 様

次の事項を全て確認し、承諾した上で申し込みます。

- 1 講習会当日は、マスクの着用、手指消毒、検温などの新型コロナウイルス感染症の拡大防止に御協力をお願いします。
- 2 当日体調が悪い場合や検温で熱が37.5度以上ある場合は、講習会に参加できません。
- 3 新型コロナウイルス感染症の拡大状況によって、開催日程や実施方法が変更となる可能性があります。
- 4 定員を超える申込みがあった場合には、鹿屋市内在住の方が優先となります。

申込日： 年 月 日

(フリガナ) 氏 名	
住 所	〒
生 年 月 日	年 月 日
電 話 番 号	— —
F A X 番 号	— —
メールアドレス	@
備 考	

注 手話奉仕員養成講習会(基礎)修了証書の写しを添付してください。

※ 御記入いただいた個人情報は、手話通訳者養成講習会の運営のためにのみ使用します。

受 付 印
時 分受付